

議員提出議案第3号

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成25年6月6日提出

湯河原町議会議長 高橋延幸様

提出者	湯河原町議会議員	露木寿雄
賛成者	同	室伏重孝
	同	山本俊明
	同	村瀬公大
	同	佐藤 恵
	同	土屋 誠一
	同	松野 満

(提案理由)

平成25年度における期末手当の特例を規定するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

湯河原町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和36年湯河原町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年度における期末手当の特例）

- 8 平成25年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。